

(2) 談合等不正行為の防止のための方策

談合等不正行為を防止し、公正な競争を促進するため、次に掲げる措置を行う。

① 入札参加資格の取消し（最長２年間付与しない）

談合等不正行為の防止、不良・不適格業者を排除するため、建設業者が競争入札の参加者の資格を定めた地方自治法施行令（昭和２２年５月３日政令第１６号）に該当する場合は、当該業者の入札参加

《大阪府の建設工事の入札参加登録者数の動向》

資格を取消す。また、これらの建設業者に対しては、当該事実のあった後、最長２年間は入札参加資格を認めない。

	10年度	11年度	12年度	13年度
全申請者数	9,102	541	9,426	285

11年度、13年度は中間年の追加登録分

これらの手続きを明確にするため、要綱等の整備を行い、これを公表する。

② 指名停止要綱の改正及び措置の強化

《指名停止期間の比較》

談合等不正行為の防止、不良・不適格業者を排除するため、入札・契約適正化法の施行に合わせ、本年４月１日に指名停止要綱を改正し、談合、贈賄等

	大阪府	国
談合	最長24月	最長12月
独禁法違反	最長12月	最長9月
贈賄	最長24月	最長12月

不正行為に対する指名停止の措置期間を延長するなど措置要件の強化を図ったところである。今後とも、改正された指名停止要綱に基づき、不正行為を行った者に対して厳正な措置を行う。

③ 損害賠償予約条項及び契約解除権の明記

談合等不正行為により、大阪府に損害が生じた場合に、請負者に対して容易に損害賠償の請求ができるように、損害賠償を予約する条項を請負契約約款に整備する。

併せて、談合等不正行為があった場合に、発注者が契約を解除することができるという内容の条項を整備する。

④ 現場説明会の廃止

建設業者の利便性の向上と談合等不正行為を防止するため、発注者が入札参加業者を一堂に会させることとなる現場説明会を廃止する。設計内容等に対する質問及び回答については書面で行う。

《入札参加資格》地方自治法施行令では、契約の履行に当たり不正行為をした者、不正な利益を得るために連合した者、監督・検査の職員の履行を妨げた者など不正不当行為者は２年間競争入札に参加させないことができることとなっている。

⑤積算内訳書の提出の完全実施

談合等不正行為の防止、不良・不適格業者の排除及び適正な施工が見込まれない著しい低価格での受注（いわゆるダンピング）の防止を図るため、入札参加者による入札金額の積算内訳書の提出を完全実施する。

⑥不自然な入札の公正取引委員会等への情報提供

談合等不正行為を防止するため、1者のみが予定価格以下で他者が全て予定価格を超える入札や、全者が予定価格以内の同額での入札等、明らかに不自然と思われる入札については、各発注部局の公正入札調査委員会において調査するとともに、公正取引委員会等へ情報提供する。

また、一定率を超える落札率の入札については、その入札結果を公正取引委員会へ情報提供する。

⑦談合への発注者の関与が明らかになった場合の職員への懲戒処分及び損害賠償請求

公共工事の入札・契約事務に携わる職員が談合に関与することは、あってはならないことではあるが、建設業者に対する制裁措置の強化を図るのみならず、発注者自らにおいても厳しい措置を行う。公正取引委員会、警察本部等との連携の下に、万一、職員の談合への関与が明らかになった場合には、その職員に対して懲戒処分を行うとともに損害賠償請求を行う。

⑧予定価格の事前公表導入後の検証及び検証結果の公表

平成12年1月から実施している予定価格の事前公表について、実施後の検証を行い、その結果を公表する。

⑨建設業許可行政庁、公正取引委員会等との連携強化

談合等不正行為の防止と不良・不適格業者を排除するため、建設業許可行政庁、公正取引委員会等との連携を強化する。

⑩指名停止業者名、期間、理由等の積極公表（再掲）

⑪B2ランク等の実績評価型指名競争入札の試行（再掲）

⑫多様な入札・契約方式の活用（再掲）

⑬要綱、要領、基準、入札結果等のインターネットでの公表（再掲）

⑭入札監視委員会の設置（再掲）

⑮電子入札（建設CALS）の導入に向けた全庁的な検討の推進（再掲）

⑯一般競争入札、公募型指名競争入札の拡大の検討（再掲）

⑰低入札価格調査制度対象工事の拡大の検討（再掲）

⑱指名業者数、対象地域の拡大等の検討（再掲）